

施設基準

令和8年7月1日現在
岡村会 岡村病院

院内掲示

平成30年4月1日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

1. 当院は、「保険医療機関」指定病院です。

〔入院基本料に関する事項〕

2. 施設基準届出一覧

○一般病棟入院基本料（4階病棟）	○認知症ケア加算3	○肝炎インターフェロン治療計画料
○地域包括ケア入院医療管理料Ⅰ（4階病棟）	○医師事務作業補助体制加算Ⅰ（75：1）	○ペースメーカー移植術等（交換）
看護職員配置加算・看護補助者配置加算	○救急患者連携搬送料2	○大動脈バルーンパンピング法
○地域包括ケア病棟入院料Ⅰ（3階病棟）	○CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）	○胃瘻増設術
看護職員配置加算・看護補助者配置加算	○輸血管理料Ⅱ	○胃瘻造設時嚥下機能評価加算
○入院時食事療養（Ⅰ）	○脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ	○多血小板血漿処置
○感染対策向上加算3	○運動器リハビリテーション料Ⅰ	○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
（連携強化加算・サーベイランス加算を含む）	○呼吸器リハビリテーション料Ⅰ	○入院ベースアップ評価料77
○医療安全対策加算2（地域連携加算2を含む）	○糖尿病合併症管理料	○別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
○入院支援加算Ⅰ	○麻酔管理料（Ⅰ）	○がん治療連携指導料
○診療録管理体制加算2	○静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
○データ提出加算Ⅰ ロ	○下肢創傷処置管理料	○電子的診療情報連携体制整備加算3
○身体的拘束最小化推進体制加算	○検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ	○電子的診療情報連携体制整備加算2（入院）
○せん妄ハイリスク患者ケア加算		

3. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

4. 「特掲診療料の施設基準」（平成30年厚生労働省告示第73号）により該当する手術の実施件数は以下のとおりです。

（令和7年1月1日から令和7年12月31日の間における手術の実施件数）
その他の区分に分類される手術

掲 示 対 象 手 術	実 施 件 数	掲 示 対 象 手 術	実 施 件 数
人工関節置換術	0件	経皮的冠動脈ステント留置術	0件
ペースメーカー移植術及び	3件	急性心筋梗塞に対するもの	0件
ペースメーカー交換術（電池交換を含む）		不安定狭心症に対するもの	0件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件	その他	0件
経皮的冠動脈形成術	0件	胸腔鏡又は、腹腔鏡を用いた手術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件		
不安定狭心症に対するもの	0件		
その他	0件		

5. 医療安全管理体制について

＜医療安全管理部門＞

医療安全管理部門は、病院の各種安全体制の整備、医療安全に係る研修の企画や運営、事故対応各部署への提言を行います。

＜医療安全管理体制＞

病院全体の医療安全対策を総合的に管理・指揮する医療安全管理委員会、各部署での医療安全推進担当者と検討・報告を行い全職員が共有して安全な医療に取り組んでおります。

＜医療安全に関する相談について＞

当院の医療安全管理者は、患者様・ご家族からの医療安全に関するご相談やご意見をお伺いしています。ご心配のこと、お困りのことがございましたらご支援もさせていただきますので受付にてお問い合わせください。

対応時間	平日	9：00 ～ 17：00
	土曜日	9：00 ～ 12：00
内 容	・入院・外来についてのお困りこと	
	・退院後の生活	
	・医療費の助成・お支払いに関する事	
	・医療安全・感染対策に関する事	
相談窓口	5階ナースステーション	
支援担当者	ご相談をお伺いした後、各部門の患者支援担当者が対応いたします・ ・医療安全管理者、医療社会福祉士、医師、薬剤師、その他部門責任者	
責任者	理学療法士 公文	

6. 連携介護施設の受け入れ体制について

連携施設名： よんでんライフケア高知、有料老人ホームきずな、ユニバース絆、朝日サービス(株)
ケアコミュニケーション、社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会、野いちご南国・みつばち
対応内容： 上記連携施設に入所中の方について、病状の急変等に対し24時間対応させていただきます。

7. 身体拘束を最小化する取り組みについて

身体的拘束を最小化する取り組みを強化する為に身体拘束最小化のための指針を作成し、患者または他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないように組織的に身体的拘束を最小化する体制を整備しています。

＜実施割合＞	3 階病棟	2.29%
	4 階病棟	2.42%

※直近3ヶ月の各病棟入院患者数に対しての実施割合になります

〔保険外負担に関する事項〕

当院では、使用量に応じた実費の負担をお願いしています。別紙1をご覧ください。

〔特定療養費に関する事項〕

1. 特別の療養環境の提供（差額室料）

種別	料金（1日につき）	病 室 番 号
1 人部屋	11,000円	301号 401号 501号 516号
	7,700円	302号 303号 305号 402号 403号 405号
		502号 503号 505号
	5,500円	318号 320号 321号 322号 323号
		415号 416号 417号 418号 420号
		515号
2 人部屋	4,400円	317号 412号
	2,200円	306号 406号

この表中は、全室一般病棟にある病室を示します。

2. 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性は低いが事情により長期にわたり入院される患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として1日につき、入院基本点数の15%を徴収致します。（1点を10円とし、難病患者・重度の肢体不自由者等は除く。）

（＊詳細は、受付におたずねください。）

区分	保険等	基本点数	ご負担金
一般病棟（全病床）	一般	1,404	1日につき2,100円